

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

伐採の始期の30～90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

年 月 日

住所
届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）〇〇が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字

郡 村

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採する（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者が異なる場合、連名となっているか？

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されているか)?

①始期は届出年月日以降 30～90 日となっているか?
②伐採の期間が 1 年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか?

2 備考

--

幅員 3m 超で、その面積が 1ha 超となっていないか?

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が 1 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)			市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内			
5年後において 適確な更新が なされない場合			①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？ ②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？			

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は1ha以下か？

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和4年10月1日

市町村長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-5
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

○○国立公園普通地域

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha (うち人工林2.00ha)		
伐 採 方 法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有)〇〇林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	50		
伐 採 の 期 間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	(集材路・架線・その他 ())		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
~90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	幼齢木保護 具の設置
		スギ	1.00ha	2,500本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	—	—		—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から
起算して2年以内となっているため、適正。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

② 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和4年9月15日

〇〇市長 殿

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出る。

{	住 所	〇〇市△△町字□□123	
	届出人 氏名	〇〇林業 代表取締役 林野 次郎	(伐採する者(立木を買い 受けて伐採する者等))
{	住 所	〇〇市〇〇町1-2-3	
	届出人 氏名	森林 太郎	(伐採後の造林をする者 (森林所有者))

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者のうち 〇〇林業 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市△△町字□□ 1 2 3

届出人 氏名 ○○林業

代表取締役 林野 次郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	3.30ha（うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha）		
伐 採 方 法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	—		
伐 採 樹 種	クヌギ、その他広葉樹		
伐 採 齢	45（35～50）		
伐 採 の 期 間	令和4年11月1日 ～ 令和5年12月31日		
集 材 方 法	(集材路・架線・その他（ ）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 7 5 0 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採の期間が1年を超える場合は、
年次別に記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
～90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	3.30ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 (芽かき) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000 本/ha × 3.30ha = 9,900 本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ	2.20ha	9,900 本		防護柵の 設置
		その他広葉樹	1.10ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha			

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

木以外の用途に供されることとなる場合のその

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③ 伐採方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住 所 〇〇市〇〇町1-2-
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha (人工林2.00ha)		
伐 採 方 法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	40%
作 業 委 託 先	○○森林組合		
伐 採 樹 種	ヒノキ		
伐 採 齢	60		
伐 採 の 期 間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐（択伐））の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？

伐採の始期が届出日以降 30～90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) $3,000 \text{ 本/ha} \times 2.00\text{ha} \times 0.4 = 2,400 \text{ 本}$
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha			防護柵
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和13年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	2,400 本		防護柵

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④ 伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住所 ○○市○○町1-2-
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町 1-2-3

届出人 氏名 △△森林組合

組合長 森林 花子

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・ <u>間伐</u>	伐採率	30%
作業委託先	—		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	35		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

伐採の始期が届出日以降 30 ~ 90 日であり、適正

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		— ha
人工造林による面積 (A + B)		— ha
植栽による面積 (A)		— ha
人工播種による面積 (B)	間伐は更新を伴わない 伐採であるため、伐採後 の造林の計画は不要	— ha
天然更新による面積 (C + D)		— ha
ぼう芽更新による面積 (C)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	
天然下種更新による面積 (D)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)						
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

〇〇市長 殿

令和4年10月1日

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

住 所 〇〇市〇〇町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町 1 - 2 - 3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	0.50ha (人工林0.50ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有) □□林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	60		
伐 採 の 期 間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 100 m		

伐採面積が1ha以下であり、適正。

伐採の始期が届出日以降30
~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1－2－3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	— ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日	スギ	0.50ha	1,500 本		幼齢木保護 具の設置

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和5年8月）

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。
(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

2 備考

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

5 報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

伐採に係る森林の状況報告書

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住所 報告者 氏名（法人にあつては代表者の氏名）

伐採の期間の末日から30日以内に提出されているか？

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番
郡 村

①伐採箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

小数第2位まで記載されているか（第3位を四捨五入されているか）？

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

3 備考

幅員3m超で、その面積が1ha超となっていないか？

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
②相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続に係る情報が記載されているか？

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

市町村長 殿

住所 報告者 氏名

年 月 日

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

造林の期間の末日から30日以内に提出されているか？

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番
郡 村

①造林箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとなっているか？

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか？

3 備考

届出に記載した方法となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

次ページの「樹種別の造林本数欄の記載方法について」による記載又は資料の添付となっているか？

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・ 写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり○箇所）
- ・ チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。
 - ☒ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
 - ☒ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
 - ☒ 伐採跡地が全体的に更新されている。

6 報告書の記載例

① 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月20日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採面積	2.00ha（うち人工林2.00ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	（有）〇〇林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日～令和4年12月10日		
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（〇～〇）」のように記載すること。

② 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月15日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採面積	2.00ha（うち人工林0.00ha、天然林2.00ha）		
伐採方法	皆伐・ <u>択伐</u>	伐採率	40%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	<u>有</u> ・無		
作業委託先	〇〇森林組合		
伐採樹種	その他広葉樹		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年10月1日～令和4年11月31日		
集材方法	<u>集材路</u> ・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 400m		

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（〇～〇）」のように記載すること。

③ 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

〇〇市長 殿

令和5年4月20日

住 所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30
日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が1ha以下であり、適正。			
伐 採 面 積	0.50ha（うち人工林0.50ha、天然林0.00ha）		
伐 採 方 法	皆伐 ・ 択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先	(有) □□林業		
伐 採 樹 種	ヒノキ		
伐 採 齢	50		
伐 採 の 期 間	令和5年3月12日～令和5年3月30日		
集 材 方 法	集材路 ・ 架線 ・ その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

3 備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和6年2月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

④ 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和 5 年 5 月 31 日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 4
報告者 氏名 森林 次郎

令和 4 年 10 月 1 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 5 月 18 日	スギ	1.00ha	2,500 本	(有)〇〇林業	幼齢木保護具の設置
			ヒノキ	1.00ha	2,500 本		
天然更新	—	—	—	—	—		—

3 備考

令和 5 年 3 月 1 日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか 2 名）

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

⑤ 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和10年 7 月10日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇市〇〇町 1－2－3
報告者 氏名 森林 太郎

令和 5 年10 月 1 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	—	—	—	—	—	—	—
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和 5 年 12 月21 日 ～ 令和10年 6 月18 日	クヌギ	2. 20ha	7, 000本		防護柵の設置
			その他広葉樹	1. 10ha	別添のとおり		

3 備考

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(別添の例1)

造林地の写真
(撮影日：令和○年○月○日)

造林地全体の遠景
(数枚)

更新樹種の生育状況(高さ
や成立本数)がわかる近景
(代表的な更新樹種がわ
かる近接写真を含む)
(数枚)

(別添の例2)

更新状況チェックリスト
(確認日：令和○年○月○日)

- ☒ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- ☒ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
- ☒ 伐採跡地が全体的に更新されている。
- ☒
- ☒

① 伐採及び集材に係るチェックリスト（例）

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。 ③伐採する区域の明確化を行う。 ④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。 ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路^{注１）}・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針 ^{注２）} に基づく森林作業道として作設する。 ⑫幅員が３ｍを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が１haを超えていない。 注１）集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。 注２）「森林作業道作設指針の制定について」（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）	☐
（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐

(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐
(5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7) 溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☐
(9) 事業実施後の整理 ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	☐

② 搬出計画図（例）

